狛江町広報

第116号　発行／昭和44年9月1日　狛江町役場

下水道特集号

町議会第4回臨時会に示した要旨

下水道建設財源に受益者負担金制度を

町民の皆さんの生活環境をよくし、明るい町づくりを推進する下水道事業を一日も早く実現するためには町財政の現状においては受益者負担金制度を採用しなければなりません。そこで八月二十日に開催された第四回町議会臨時会に受益者負担金制度を採用する条例を提案しました。

現在、下水道特別委員会に付託されて審議中ですが、なぜ受益者負担金をとらなければならないかについては、町民の皆さんにはいろいろとご意見もあろうかと思いますので、これまで数回にわたり広報で考え方をお知らせしましたが今回、条例の内容、他市町の受益者負担金の採用状況などをお知らせし、ぜひ皆さんのご理解とご協力をお願いします。

下水道事業はなぜ必要か

長年にわたり懸案であった流域下水道の問題もようやく決定され終末処理は大田区の森ケ崎処理場において処理されることになりました。

東京都では狛江町を通過する多摩川流域下水道野川幹線の工事を八月に着手しました。

これにより狛江町の下水道事業を早急に実施しなければなりません。なぜならば狛江町は数年来東京のベットタウンとして急激に人口が増し、市街化されたことによって家庭、工場などから排水される汚水量がふえ、そのうえ道路舗装の普及、家屋の密集により雨水が地下に吸い込まなくなり、側溝吸い込みでは処理できなくなりました。これを放置すれば非衛生的であるばかりでなく、カやハエの発生源ともなり、文化的生活を営むうえからも下水道の完備を急がなければなりません。

狛江町の下水道事業は既に都市下水路として一部事業を実施してきましたが、今後は公共下水道として拡張実施しなければなりません。

なぜ負担金の徴収をしなければならないか

下水道の完備による利点はかぞえきれないほどあげられます。一日も早くそうありたいと願うことは、町民のみなさんだれもが、ひとしく考えていることでありましょう。そのためには下水管の敷設流域下水道幹線の敷設など多額の費用が必要です。しかしどれほど多額の事業費が必要であっても、都市の機能と、町民の環境衛生をまもるためには、これをなおざりにしておくわけにはまいりません。

ところが町においては、下水道事業だけ行なっているわけではなく、教育、衛生、福祉、都市計画事業など、どれひとつ欠かすことのできないいろいろな事業を行なっているため、下水道に充てられる一般町費には、おのずから限度があります。

また、下水道事業に充てる一般町費は、税金によってまかなわれます。この税金は、全町民からのもので、下水道完備による恩恵はその区域に住まれる町民に限られます。ですから、税負担の公平という原則からも、下水道計画区域の受益を受ける利益の範囲内において、事業費の一部を負担していただこうというものです。

また、国の方針として受益者負担金制度を採用している都市には国庫補助金および起債の許可を優先的に考慮するとされています。これらが受益者負担金徴収の理由です。

受益者負担金の採用

全国で102都市

昭和四十四年三月末現在、全国で下水道受益者負担金を徴収している都市は百二都市を数えています。また昭和四十年十月、昭和四十一年十月に建設省は、受益者負担金採用都市に対する国庫補助および起債の許可を優先的に考慮する旨の通達を発し、下水道の普及を推進することになっていますなお今後の指導方針などを考慮すれば受益者負担金制度採用の都市はさらに激増するものとみられます。

現在までの各都市における負担額については、建設費総額の三分の一ないし五分の一を関係受益者の所有地または権利地の地積にあん分して課しているのが通例であります。仮に百坪の土地所有者（受益者）の負担額をみますと

坪当り	598円	181円
平方メートル当り		

四年間（十六回）で納付

598円×100＝59,800円

（4か年間に納入）

59,800円÷16＝3,737円50銭

第一期	3,850円
第二期以降	3,730円

負担金の納入方法

四年分割で十六回に

負担金は、下水道施設の建設費の一部に充てられるものですから工事の施行と同じ年度に全部納めていただくべきですが、皆さんのつごうも考えて四年（一年四期の十六回）に分割して納めていただくことになります。納期は、毎年度原則として次のとおりです。

第一期六月・第二期九月・第三期十二月・第四期三月と一年を四期に分けて、納入していただくことになっています。

負担金は前納することができます

前納者には報償金が交付されます

負担金は一括納付をすることができます。この場合、前納した年数に応じた率を掛けた額が報償金として支給されます。率は表のとおりです。

一括納付報奨金交付率表

納期前に納付した納期数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
報奨金交付率%（前納額に対する割合）	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16

たとえば、四年分の総額が五万九千円を全部前納した場合二期以降の金額五万五千九百五十円×一六パーセントで八千九百五十円が報償金として支給され、事実上五万九千円マイナス八千九百五十円で五万八百五十円の負担ですむことになります。

受益者負担割合をなぜ四分の一にしたか

受益者負担割を四分の一にしたお話しにならない現状です。

そこで、全国の都市のうち主要都市の普及状況をみてみますと全国平均で二四パーセントで狛江町は、〇・五パーセントとなります。

下水道の普及状況

全国平均をはるかに下回る現状です。

政府では、下水道整備新五か年計画を決め、昭和四十二年度から昭和四十六年度までの五か年間における投資規模を九千三百億円と、いままでの五か年計画の二・一倍として強力に事業を推進することにしています。

そこで当町では、とりあえず昭和四十四年度から昭和四十七年度までの四か年間に第一期工事区域として東部排水区（岩戸の一部、和泉の一部、小足立の一部、覚東の全域）を総事業費十四億円を投入して、早急に事業を推進する計画です。

昭和四十三年度末現在で公共下水道事業を行なっている市町村の数は全国で二百四十市町です。全国の市町の数は二千五百七十九市町ですから九・三パーセント（十一分の一）の市町しか下水道に着手していないことになります。

このように、わが国の下水道普及率はきわめて低く、先進諸外国のうちイギリスの九十パーセントという数字にくらべると、年間における投資規模を九千三百億円と、いままでの五か年計画の二・一倍として強力に事業を推進することにしています。

そこで当町では、とりあえず昭和四十四年度から昭和四十七年度までの四か年間に第一期工事区域として東部排水区（岩戸の一部、和泉の一部、小足立の一部、覚東の全域）を総事業費十四億円を投入して、早急に事業を推進する計画です。

理由は、前に記したとおりですが詳細にご説明いたしますと

第一に下水道財政に関する研究会の意見の中に公共下水道事業費負担の基本原則として

一、雨水の排除および低湿地帯の滞水の排除については、原則として、税負担によるところの公費負担とし、土地利用価値の値上りなどのかたちで特定の者が受益する限度においては、受益者または権利者に負担金を課することが適当である。

二、汚水の排除あるいは処理については、原則として個人の負担にするのが適当である。

以上のことから、建設費の三分の一を国がその三分の一から五分の一を受益を受けるものが負担すべきであるとの意見があること。

第二は国の方針が、昭和四十年十月「公共下水道事業の実施に伴う受益者負担金制度の採用について」という通達の中で

一、下水道事業の促進のために積極的に受益者負担金を採用すべきである。

二、受益者負担金制度採用にあたっては、受益者負担金の総額を建設費の五分の一以上三分の一以下とすべきである。

三、負担金の徴収の基礎となる事業計画を計画どおり整備させることが必要であるため、これらの市町村に対しては、補助金および起債を優先的に考慮する方針である。

との方針を明確に打ち出していること。

第三には、町の財政状況から見た場合、町の一般財源にも限度があります。そのうえ教育、衛生、福祉、都市計画事業などやらなければならない事がたくさんあります。その中で下水道事業に充てられる額はおのずから限界があります。負担割合四分の一で東部排水区を四年で計画し、西部・南部排水区を六年でおおむね十年間で町全域を実施目標としたいと考えています。

これを五分の一にした場合には当然一般財源が下水道事業に振り向けられる額に限度があるし、国庫補助金、起債の額も減りますので東部排水区が四年で実施できるとしたらどうなるかというと、

第一期	5,730円
第二期以降	5,580円

となります。

公聴会の開催について

狛江町議会下水道特別委員会は、次の要領で公聴会を開きますから意見を述べようとするかたは申し出てください。

一、案件　狛江町下水道事業受益者負担に関する条例について

二、日時　昭和四十四年九月十三日（土）午後一時

三、場所　狛江町役場第一会議室

四、申出の方法　公聴会で意見を述べようとするかたは、議長あて（狛江町議会事務局内）に、意見を述べようとする理由、案件に対する賛否、住所、氏名、職業および年齢を明記して文書で申し出てください。

五、申出の期限　昭和四十四年九月八日

六、公述人の選定および通知　申し出たかたの中から委員会で選定のうえ通知します。

七、その他　出席者には費用弁償を支給します。

なお、公聴会についてのお問い合わせは狛江町議会事務局にお願いします。

電話（四八〇）一一八一番

下水道事業　負担金制度のあらまし

負担金の率と額

負担額を算出するもとになるのに負担率があります。この負担率について、全国市長会と都市センターが設置した「下水道財政に関する研究委員会」の結論では、事業費の三分の一から五分の一が適当であるとし、国の方針も五分の一以上三分の一以下となっています。

当町として、町の財政状況あるいは町民の皆さんの負担を考え、「四分の一」としています。

平方メートル当りの負担金額は事業に要する費用の「四分の一」の額を、総面積で除した額です。この額は下の表となり各個人の地積に、下記の額を掛けていただきますと、負担すべき額が算出されとなります。

負担金の賦課対象区域

負担金のかかる区域は、とりあえずは東部排水区域で、その年度内に下水道事業を施行する区域から、順次賦課することとされています。

町は負担金をいただくことによって、約束した期間内にその区域内の整備をしなければならない義務を負うことになります。

公共下水道事業における受益者とは、原則として築造される公共下水道の排水区域内にある土地所有者をいうのであって、土地所有の大小によってその利益は異なります。またその土地が地上権、賃権または使用貸借もしくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権または使用貸借、もしくは賃貸による権利を除く）の目的となっている土地は、それぞれの権利者です。これを簡単にいえばその土地に建物がある場合はだいたい家屋の所有者が受益者になります。通常の場合、借家人は受益者にはなりません。したがって、官公署、学校、神社、寺院工場、倉庫などの敷地はもちろん田や畑、山林などもすべて受益者負担金の対象となります。

ただし、道路、河川、公園のような公共用地は対象となりません

ものが二年延び六年位となり、西部・南部においても二～三年延びることになります。したがって町全域では四～五年延びることになります。これでは町民の皆さんに対しあまりにも不平等ではないかと思います。下水道事業を着手いたしましたなら一日も早く町全域の町民の皆さんが利用できるようにしなければなりません。

以上の理由から早期に下水道を整備し住みよい町をつくるために当町としては四分の一の負担率としたわけです。

特別な事情がある土地または人については

負担金は、一律に賦課されますが、受益地の用地および負担能力などによって負担金を減免することができます。減免の対象になるのは、公共用地、公の生活扶助を受けている受益者、これらに準ずる特別の事情があると認められる受益者などです。これらの減免率については、別表のとおりです。

また受益者が災害、盗難、その他により負担金を納めることが困難であり、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるときは徴収を猶予することができます。詳細は別表のとおりです。

田・畑などの農地にも負担金を賦課

現在何ら受益がないと思われる農地などについては、しいて下水道が必要でないように考えられますが、将来、宅地化されるものに先行投資しておくことによって、その土地の利用価値が向上されることが約束されます。

したがって、田、畑などについても原則的には、負担金の対象となります。しかし、とりあえずただちに受益がないことから、一応は賦課しますが、二か年（すえ置）総額を徴収猶予する予定になっています。

受益者は申告をしていただきます

土地の所有者は、土地登記簿によって確認できますが、その土地に権利者などがあるかどうか、あるとすればだれであるかは町ではわかりませんので、申告していただくことになります。その申告書は、毎年初めに賦課の対象区域となる土地所有者に送り、その申告に基づき権利者にも申告書を送り所要事項を記載して提出していただくことになります。

以上が受益者負担金制度のあらましですが、本制度を実施することは昭和四十七年度までに事業認可区域全域の事業を完了することを約束することになります。

現在町議会においては受益者負担金について検討中であります。決定の際は、あらためてお知らせしますが町民の皆さんのご理解と、ご協力をお願いいたします。

受益者負担金減免基準

項目番号	対象となる土地	減免率	摘要
1	国有地および国が使用している土地	%	
(1)	警察法務収容施設用地	75	
(2)	有料の国家公務員宿舎用地	25	
(3)	普通財産である土地	0	
2	地方公共団体の所有または使用に係る土地		
(1)	公立学校用地	50	
(2)	公立社会福祉施設用地	50	
(3)	公立病院用地	20	
(4)	図書館，町民会館，公民館，体育施設その他これに準ずる施設用地	50	
(5)	一般庁舎用地	30	
(6)	地方公共団体が経営する企業財産となっている土地	20	
(7)	地方公務員宿舎用地	20	
(8)	公営住宅の敷地	0	
(9)	普通財産である土地	0	
3	三公社の所有または使用に係る土地		
(1)	日本国有鉄道の軌道用地	40	
(2)	日本国有鉄道の軌道用地以外の用地	25	
(3)	日本専売公社施設用地	25	
(4)	日本電信電話公社施設用地	25	
(5)	三公社本来の事業の用に供しない土地	0	
4	消防団が所有または使用する消防用備品等の格納に係る土地	100	
5	町会，自治会などの所有または使用する集会所の敷地その他これらに類する敷地	60	
6	社会福祉事業法第2条に規定する事業で同法第22条の社会福祉法人が経営する施設に係る土地（管理者職員の住居に使用する敷地を除く）	50	
7	学校教育法第1条に規定する学校で私立学校法第3条に規定する学校法人が設置するもので教育の目的に使用している土地（管理者職員の住居に使用する敷地を除く）	50	
8	宗教法人法第2条に規定する神社，寺院，教会等の宗教法人が第2条本文に規定する目的のため使用する土地およびこれに類する土地（本来の目的に供しない土地を除く）		
(1)	墓地，納骨堂	80	
(2)	境内地	50	
9	民間鉄道		
(1)	軌道用地	25	
(2)	軌道用地以外の用地	0	
10	文化財である土地または文化財である建物その他の工作物の敷地	100	
11	公道から公道へ通ずるために設けられた公共性のある私設道路	除は都度調査決定免をする状況をそして	
12	生活保護法により生活扶助を受けている者の所有または使用に係る土地	100	
13	下水道事業のため土地，物件，労力または金銭を提供した者	価格の応じて決定する状況に応じてその決定をする	
14	その他実情に応じ減免することが必要と認められる土地		

受益者負担金徴収猶予基準

項目番号	徴収猶予項目	被害等の程度		猶予期間	摘要
1	災害による家屋の被害を受けたとき（火災については焼失割合）（震災，風水害については破壊割合）	(1)	30%以上	6か月以内	公の罹災証明を添付すること
		(2)	50%以上	1年以内	
		(3)	100%	2年以内	
2	盗難にあったとき（時価）	(1)	10万円以上	6か月以内	警察の盗難届出証明を添付すること
		(2)	30万円以上	1年以内	
		(3)	50万円以上	1年6か月以内	
		(4)	100万円以上	2年以内	
3	受益者または受益者と生計を共にする親族が病気または事故等の負傷により長期療養を必要とするとき	(1)	1年以上	1年以内	
		(2)	3年以上	2年以内	
4	土地が農地の場合（土地の状況が宅地と認められるものを除く）	2年以内（すえ置）			
5	係争地の場合	受益者の決定（判定）の日まで			
6	その他について	町長が特に必要と認めたとき，その都度町長が決定する。			

狛江町下水道事業受益者負担に関する条例（案）

（目的）

第一条　狛江町長（以下「町長」という。）は、この条例の定めるところにより、都市計画事業として施行する調布都市計画下水道事業のうち、狛江町の区域に係る公共下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和四十三年法律百号）第七十五条第一項の規定に基づく受益者負担金（以下「負担金」という。）を徴収するものとする。

（受益者）

第二条　この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権または使用貸借もしくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権または使用貸借もしくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主または賃借人をいう。

2　町長は、排水区域内における土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について、仮換地の指定が行なわれた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行なわれたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

（負担区の決定等）

第三条　町長は、排水区域を土地の状況に応じて二以上の負担区に区分するものとする。

2　町長は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称、区域および地積を公告しなければならない。

（負担区の事業費の額）

第四条　負担区の事業費の額は、次の各号に掲げる費用の額の合計額とする。

一　当該負担区と他の負担区に共通する施設に係る事業（以下「共通事業」という。）に要する費用の額に、当該負担区の地積の当該負担区と当該他の負担区の地積の合計に対する割合を乗じて得た額

二　当該負担区における共通事業以外の事業に要する費用の額

（負担区の負担金の総額）

第五条　負担区の負担金の総額は、負担区の事業費の額に四分の一を乗じて得た額とする。

（各受益者の負担金の額）

第六条　受益者が負担する負担金の額は、負担区の負担金の総額を当該負担区の地積で除して得た額（以下「単位負担金額」という。）に当該受益者が第八条の公告の日現在において所有し、または地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域内のものの面積を乗じて得た額とする。

（負担区の事業費の予定額等の決定等）

第七条　町長は、負担区に係る事業に着手する前に、当該負担区に係る事業費および単位負担金額の予定額を定め、これらを公告しなければならない。

（賦課対象区域の決定等）

第八条　町長は、毎年度の当初に当該年度内に事業を施行することを予定し、かつ、負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。

（負担金の賦課および徴収）

第九条　町長は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第七条の規定により公告された単位負担金額の予定額を基礎として負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2　前項の負担金の賦課は、前条の公告の日の翌日から起算して三年を経過した日以後においては、することができない。

3　町長は、第一項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額およびその納付期日等を受益者に通知しなければならない。

4　負担金は、四年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りではない。

（負担金の徴収猶予）

第十条　町長は、次の各号の一に該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。

一　受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、または地上権等を有する土地等の状況により徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。

二　受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

（負担金の減免）

第十一条　国または地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。

2　町長は、次の各号の一に該当する受益者の負担金を減免することができる。

一　国または地方公共団体が公用に供し、また供することを予定している土地に係る受益者

二　国または地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者

三　国または地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者

四　公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者

五　事業のため土地・物件・労力または金銭を提供した受益者

六　前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者

（負担金の督促）

第十二条　受益者が負担金を納期までに納付しない場合においては、町長は納期限後二十日以内に、督促状を発行し督促する。

2　前項の督促状には、その発行の日から十日以内において納付すべき期限を指定する。

（納期限後に納付する負担金に係る延滞金）

第十三条　受益者は、第九条第三項の規定による納期限後にその負担金を納付する場合においては、当該負担金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額百円につき一日四銭（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、一日二銭）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

（督促手数料）

第十四条　町長は、督促状を発した場合においては、督促状一通について二十円の督促手数料を徴収するものとする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないものとする。

（事業費等の確定等）

第十五条　町長は、当該負担区に係る事業が終了したときは、遅滞なく、当該負担区に係る事業費および単位負担金額を確定し、これらを公告しなければならない。

（負担金の精算）

第十六条　町長は、前条の規定により公告された当該負担区に係る単位負担金額を基礎として負担金の額を確定し、その確定した額と第九条第一項の規定により定めた負担金の額との間に差額があるときは、遅滞なくその差額に相当する金額を受益者から追徴し、または受益者に還付しなければならない。

2　前条の規定により公告された当該負担区に係る事業費および単位負担金額の確定額が第十条の規定により公告された当該負担区に係る事業費および単位負担金額の予定額をこえる場合において、その差額が少ないと町長が認めたときは、前項の規定による精算をしないことができる。

3　町長は、前項の規定により精算をしないときは、前条の規定による公告の日後遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（受益者に変更があった場合の取扱い）

第十七条　第八条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方または双方がその旨を町長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第九条第一項の規定により定められた額および前条第一項の規定により受益者から徴収すべき金額のうち当該届出の日までに納付すべき時期にいたっているものは、従前の受益者が納付するものとする。

（その他必要な事項）

第十八条　この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例施行前に施行された事業の部分については、当該部分に係る区域を第八条の規定による賦課対象区域とみなして、この条例の規定を適用する。

3　昭和四十四年度において負担金を賦課しようとする場合は、第七条中「負担区に係る事業に着手する前に、」および第八条中「毎年度の当初に、」とあるのは「この条例の施行後遅滞なく、」と読みかえるものとする。